

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関への支援に関する意見書（案）

新型コロナウイルス感染症については、全国各地で感染者の報告が続くなど、依然として事態の収束が見えない中、本県においても、感染症指定医療機関を始めとする医療機関が最前線に立ち、感染拡大防止と感染者の治療に尽力されている。

一方、新型コロナウイルスへの感染を懸念する一般患者の受診控えの傾向が全国的に広がっており、本県でも病院・診療所の別なく診療報酬が大幅に減少する等、医療機関の経営に大きな影響を及ぼしている。特に、新型コロナウイルスの感染者を受け入れた病院では、救急や手術などの診療の抑制が、経営状況の悪化に追い打ちをかける結果となっている。こうした状況が続けば、新型コロナウイルス対策だけでなく、地域医療の提供体制そのものが維持できなくなることが懸念される。

よって、国におかれては、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制を万全のものとするとともに、地域医療の提供体制を維持していくため、下記の事項を実施するよう強く求める。

記

- 1 受診控えにより経営が悪化している医療機関に対する緊急融資や助成金交付、診療報酬単価の見直しなど、経営支援策を早急に講じること。
- 2 救急や手術などの診療の抑制による病院経営への影響が非常に大きいことから、感染者受入れ病床の確保により診療抑制した減収分を補填できるよう支援すること。
- 3 医療機関が必要とする医療用物資の安定供給、確保について、国からの供給、医療機関や都道府県などでの備蓄を含めた一体的な体制の構築を早急に行い、所要の財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年10月7日

福 井 県 議 会